

会 報

29 号



函館の歴史的風土を守る会会報
 №.29号 S63.6.30
 発行所 函館の歴史的風土を守る会
 事務局 函館市五稜郭町43-9
 五稜郭タワー株式会社内
 電話 (0138)51-4785
 印刷所 双葉印刷 ☎ 53-7730番

会長辞任に際して

「若い力に期待する」

今 田 光 夫

「函館の歴史的風土を守る会」が発足してから丁度10年になる。短い寿命と予想されていた本会が、これまで続いたのは、意外とするむきが多いかと思われるが、たまたま、文化的上げ潮の時期に船出したことが、その原因と思っている。

「国それぞれの文化財は、同時に人類共通の遺産であって、それを守ろうとする根底にはヒューマンリズムの思想がある」といわれている。この一言は当会運営の基となり、「学び」「知らせ」「守る」をモットーとして進めてきた。

研究上の課題として「函館の歴史的風土の形成の研究」を据え、すでに20余編の報文を得ている。

「文化財は、その場所にあってこそ価値がある」これは当会の当初からの根本的思想である。また文化財保護運動における、市民運動の限界を考慮して、その単体の保全に焦点を結んだ。取り上げた文化財のうち市・道・国の文化財に指定されたものも多く、すでに国費をもって復原修理を終えたもの、現在工事中のものもある。旧渡島支庁庁舎の現地保存運動は「元町公園」の造成となって実を結んだ。

函館市民の多くは、函館の伝統的建造物のそれぞれに強い愛着を覚えその保存を願っている。当会は「歴風文化賞」を設定して、保存、改装あるいは再利用に努めた個人及び団体に市民に代って感謝の意を表している。昭和59年以来、個人23件、団体5件が対象とな

った。函館市、特にその西部地域は伝統的建造物が多く、自然環境ともよく融合して独得の情緒を醸し出している。市民が幼少の頃から肌でなじんだ忘れ難い景観である。当会はこの種の景観を「函館の原風景」として、「歴風文化賞」に相当するものとして「宣言」してその保守を期待している。昭和59年の「七財橋から見た金森倉庫界わいの景観」に始まる5件である。

函館は初期の開発に伴う破壊を免れたとはいえ、徐々に進行する開発と保存の谷間に置かれている。開発の初期には、それにつれて快適性や便宜性は増大する。しかしやがて開発の進展につれて快適性の増大は頭打ちとなり、やがて開発を進めれば進める程、快適性はかえって低下するようになる。これは環境保全の原則ともいべきもので、急速な開発行為を戒めている。

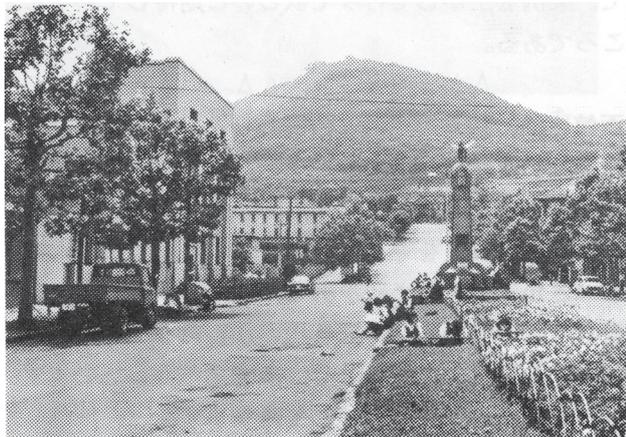
今春函館市は西部地区に「歴史的景観条例」の大綱をかけることに決定した。条例では三地区の「伝統的建造物群保存地区」の設定が予定されている。それぞれ国の指定文化財となるものであって、保存にとっては前進といえるし、当会のかねがね提案し続けたところではあったが、今後の運営は多事多難が予想される。

私の辞任は健康上の理由もあるが、マンネリを排し、新しい事態に即応するためには新しい陣容特に若い力に期待するからである。幸いにして後継者に浜島国四郎氏を得たのは幸である。氏は「歴史的景観条例」の立役者であり、専門委員長として細部にも詳しい。本会

の会長として最適任者と考えられる。

今後の活躍に期待する。

なお、末尾ではあるが、過去10年間に亘り惜みなく協力を賜った、当会各役員並びに会員諸氏に深甚の謝意を表して結びとする。



歴風会の原点となった旧渡島支廳庁舎を望む
1964年 小林吉男氏撮影



市及び道の文化財指定をうけ、今日に至る全庁舎



会長を受けるに当って

会長 浜 島 国 四 郎

これを書き乍、大変なことを引き受けてしまったと思っています。

日本の、函館歴風会の顔としてご活躍頂いた今田先生の後を引継ぐ、本来であれば、歴風会のうみの親であり今田先生共々生粋の歴風会員である方々が沢山いる中で、何故私なのか、未だにわからない。そんな私です。しかし引受けてしまった。

沢山の先輩と、今田先生始め顧問の方々そして練達の副会長始め工藤事務局長、運営委員の方々がいることです。兎に角、私なりに皆さんのお力を借りて努めようと思っています。

会としては、差し当り、10周年記念誌発行という大事業があります。頑張りましょう。又、会員増という課題があります。会発足の原点に戻って考えてみたい。唯、会員の皆さん方の行事への積極的な参加なしでは会の活性化はありえません。ご協力下さい。

これからは、顧問の方々の、ご意見等も大事にしながら皆様のご協力を頂き、役員一同、心を合わせて運営に当たりたいと思います。卒直なご批判、ご意見を頂ければと思います。

△△ △△ △△ △△

函館市西部地区歴史的景観条例が4月1日に施行された。旧渡島支庁舎の移転問題に始まる歴風会の発足以来、陰陽の動きがあったことを思うと、歴風会の10周年に条例が出来たということで、今田前会長始め会員の方々の思いも一入のものではないかと思えます。

大事に見守りたいと思います。唯、先発各地のように、地域の方々の思いと、行動が先にある、自分達の「まち」の歴史と文化、そして伝統をきちんと受け継ぎ、守り、引継ぐといった運動があって、それを支え、補強し、より活力あるものといった目的があって出来たものと、函館の場合は、全く反対で、行政が先に条例をつくったといった違いは大きい。

いろんな形で、この地域が表面に出るようになって、条例をつくるようになった時から心配されていたことだが、この地域が宝物になるということで走り始めたら、折角の函館市民の共有財産としての位置づけをし、豊かで、安らぎのある「まちづくり」の拠点にしようとしてこの地域の持つ歴史と文化の重みを、きちんと受け継ぎ、

守り、生かして行こうと云う条例は死文化してしまう。この生活環境と景観は…?といった心配が現実になりつつある。寂しい。

この時点で、条例検討の段階で関わった者として三つ書いてみました。

① 条例が出来たら、何か出来る。それは錯覚ではない。この地域の歴史と文化、そして景観を大事にしながら、豊かで安らぎのある住み良い「まちづくり」をするための市民(業界を含めた)と、市長(行政)とで共通なより所を作ったに過ぎない。これからは、ここで何をやるのか、主人公である市民と、市長が問われているのではないか。

② 私と私達。

「私」の生活は、いくら大事にしてもし過ぎと云うことはない。しかし、それだけだと、私権・既得権だけが利便性追求と云う形で走り勝ちになるのも否めない。これでは自分勝手の「まち」しか出来ないだろう。

「私を」私達の生活の中に持ち寄り、出し合い話し合っ始めて私達の「まち」が出て来るのではないかと私はこれを期待したい。でないこの地域は、ばらばらになってしまうかも知れない。

③ 今、必要なのは。

この地域で、条例の精神を生かすために何が出来るのか、ではないか。手続も、ルールも大事だが、これは何が出来るかわからないこの地域では一朝一夕には整わない。しかし、それを待ってはられない。一つ一つの問題への積極的な対応と処理の中で、条例を生かして行って欲しいと期待しているところである。

△△ △△ △△ △△

函館には、私達の生活との関わりとして青函トンネル開通始め函館山、ポート・ルネッサンス、21等を含め、いろいろな問題が出て来ているが、歴風会としても、「歴史的風土を守る」会の原点に立戻って、何を為すべきかを考える必要があるのではないか。

総会でもいろいろな提言を頂きましたが改めて会員の皆さんの卒直なご意見こそ大事であろうと思います。皆様のご協力をお願いして終わります。

「元町が壊れてゆく」

元町倶楽部一選手 太 田 誠 一

函館市は、取り返しのつかない事をしてしまった。元町の文化服装学院が暴力的に壊されていく姿を見ている時、僕の胸は強く軋んだ。例えば悪いが、ほのかに愛し続けていた女性が目の前で犯されている感じだった。ほんの4ヶ月前に急逝された院長さんの顔も浮かんできた。僕の年齢と同じ位の年月を院長として頑張ってきたおぼさんの「おおい」が泣いているような気がした。明るく、人の気持がわかり、ジョークも通じる、モダンな人だった。若い生徒達にも好かれ、周囲の人にとっても大切な人だった。当然、みんな適度に仲良しだった。あっけなく破壊されていく心の原風景のひとつを見つめながら、もう二度と帰ってこない。かけがえのない物を失わせていく人間の悲しさを想った。

今回のマンション事件(あえて“事件”と云います)は、函館の将来を深く考えて、市が確固たるビジョンを示し、信念をもって具体的に資金も創る事をしなかったのが問題だ。ただ規制しても法の網をかいくぐって利益を得る人が出てくる現実は予想された筈だ。要は街並み保存などといっても、本気でなかったって事だ。図書館で58年度にまとめられた西部地区の調査のご立派な報告書を読んだが、あれだけの仕事をしていて、肝腎な所で何も生かされていない。モタモタしてるから、結局「マンション駆け込み大会」でオタオタする始末。市民・住民の御理解をお願いね…などといっても関係ねえ奴には関係ない訳で、簡単にゴリカイなんてしねーんだよ。6月の本会議で、石井議員がキチンと質問しても、市長の答弁は相変わらず、うわ面の弁解ばかり。今回の事件で普通の人々の多くが、「市が悪い。昔から函館の行政はダメ

だ…」とか言う。これだけ行政不信がはびこっているのに、根本的に変わらない街つても珍しいし、不思議だね。本当の情報を隠して、秘密裏のうちにゴソゴソやって、僕等が知った時には後のマツリ。後手後手の悔し涙のくり返し。ア～やんなっちゃった。ア～おどろいた。今回も本当の事を知った時は、遅かった。だいたい同じ市の行政の中でも部署が違うからと横の連携がないのがおかしい。色々なウワサが飛びかい「建築ナントカ課と業者が某料亭でイッパイやっていた」とか「周辺住民に、30万円ずつ渡っている」(ウソでしょう! 私はもらっていない。不公平だ!)などと、あきれ果てて頭痛がする様なアリサマよ。

最近の本間合名会社(土蔵建築の堂々たるいい建物だった)の場合には、建主に「強引に建設するつもりはないが、建てていいのか、悪いのか、市の態度がはったりせず、困惑している」と逆に批判されたりして、全く情無い限りだ。現実の問題として、古い建物の老朽化で所有者の維持、管理は大変な事だろうし、一方的に業者を非人間扱いする訳にはいかないだろう。しかし、主に市外の業者が販売先を大都会に求め、高いリゾートマンション計画を秘密裏に進め、函館のシンボルである西部地区にニョッキリ立ち並ぶ事が、地域活性になるであろうか。観光都市としても頑張らねばならぬこの街の魅力とは何だろう。観光客は元町のマンションを見にワザワザ来るのだろうか。先日、旅行中のギャル(可愛いかった)が「こんな所にマンション建てるなんて、バツカみたい」「信じられなーい」と怒っていた。そこにいてだけで気持ちがおちついて、安らく町の風景が、失くなっていくとも言っ

ていた。全国に函館を愛する人々は限りなく多い。港があり、連絡船があり、山に緑があり、その間にしっとりした懐かしい人間的な町並みがある。日本の中で失われつつある素材が函館には多く残っている。

全国にも呼びかけ、函館の街作りを全国区にしていきたい。街作りという意味では連絡船や街並みを大切にすることは同じだと思う。マンションが建てて50年後に老朽化した時、どうするのか。(行政は腹をすえて、将来的な街作りを示し、早急に動かなくてはならない。我々も、行政にたより切らない行動をとって行こう。

今回、マスコミ関係者に「歴風会は何してるんですか?」とよく問われた。長い間、この街の為に活動していた由緒ある団体なのに、肝腎なところで明確な行動(姿勢)が見えず残念。その他市議会各党派はもちろんのこと、観光協会、商工会議所、元町町会などが立ち上がらないのが問題だと痛感している。とにかく函館は今、壊されかけて泣いている。

民意が低いなどと云われぬよう、アキラメないで、強く闘かってすてきな街にしてゆこう……ネ。

リゾート・マンション
予想図



函館のウォーター・フロントの再開発

(歴史的町並みと現代都市)

建築家 岡田新一

●まえがき

函館市の活性化を考えると、その立地条件を生かした観光産業を前面に押し出し、重視するのが好ましい方策であると考えられる。

即ち、大沼を中心とする自然資源と、旧港を中心とする歴史的環境に恵まれた西部地区(函館山を含む)とを一对のものと考え、自然環境と都市環境を併せもつ、長期滞在型の観光・レジャー産業を計画することである。それはまた、将来の知的産業、情報産業を容れるための受け皿としての基盤構造でもある。自治体の施策は住民を対象として施行される傾向にある。従って人口の増加傾向にある五稜郭地区に重点が置かれがちであるが、ここで西部地区に注目するのはそのようなレベルではなく、函館市全体の経済基盤の拡充を考慮した上で、全市的視野における新しい産業構造に組み込まれるべき要素をもった西部地区としてである。即ち、西部地区を新に整備することは次代の函館市の産業基盤をつくることであるということ先づとらえておかなければならない。

●港及び水際線の計画

1. 旧港

市民生活に直接関与する水際としてとらえるべきである。そのために港湾整備の方針が再検討される必要がある。

・市場 ・マリーナ ・遊覧船 ・連絡船

2. JR棧橋

連絡船の廃止にともなって再開発される。

・マリーナ ・ホテルを含めた総合施設

3. 市場

朝市、公営市場は存続させる。いか釣り船の接岸するのも景観として好ましい、朝市の活気は甚だ好ましい。

4. 水際

市民、観光客が水に親しめるように整備する。市場から、海上自衛隊までの水際線は好ましい形態となっている、外灯、デッキ、ベンチ等都市的小道具をさらに整備する必要がある。車の駐車場となっている場所があるのは好ましいものではない。石畳等の舗装を行う。また、休憩所などの生活施設を配置するのも好ましい。

5. カクタスビル

旧港最奥部の要の位置の建物である。従ってこの建物を環境に調和するように再整備するとウォーターフロントは見違えるように美しくなるだろう。とくに、青い色彩は好ましいものではない。歴史的景観との調和を考えたダークグレー(チャコールグレー)に塗装すべきである。又、用途に関してはオフィスに用いるのではなく、少なくとも下層階はレストラン、店舗等都市

空間として、ウォーターフロントに対して解放すべきである。カクタスビルの前の水際にもプロムナードに続くようなルートを考える。

6. 海上自衛隊用地

歴史的には函館港の税関があった場所であり、元町の旧渡島支庁舎並に公会堂とは一对の「極」を形成する存在であった。従って、昔は基坂を軸として山側と海側との間に市民の賑わいのあった場所である。国の施設に関することではあるが、都市計画上の見地からは、ここを旧来の生活施設用途として「二極」を復元させることが好ましい。税関跡地、基坂を経て、ウォーターフロントと山麓の歴史的景観地域を連絡する回遊ルートが完成する。それは維新・明治以来の姿でもある、保存・修復の対象としてはこのような都市的空間も含めたい。

7. 緑の島

港にとって重要なポイントとなる島である。この活用は西部地区を左右するほどのものとなろう。緑地公園とするのも一つの方法であるが、これに人々の集まるレジャー施設を配するのが好ましいと考える。その一つは水族館であり、遊園地である。水域を敷地と考えれば建設に当たっては港湾整備の方針が再検討されなければならない。

8. 西埠頭

ウォーターフロントにとって重要であり、再開発対象となすべきである。後述するが、そのためには車によるアクセスが考えられなければならない。マリーナの適地でもあろう。マリーナは、西埠頭と緑の島の間の海域に設けることが考えられよう。

9. 函館ドック

青函博会場ともなる広大なドック埠頭である。ここと、七重浜地区との間にベイブリッジを架けることを提案したい。西部地域には発生交通をさばくためのサービス街路の整備をする必要がある。地区内の需要のため必要とされるわけであるが、大量のレジャー客、観光客のための車及びサービス車を景観地区に入れるのは好ましいものではない。従って新幹線函館新駅及び空港よりベイブリッジを通して、西部地区の取り付である函館ドックに車を通す方法が考えられる。ブリッジが取り付くドックヤードには立体駐車場を設ける。大量の車を西部地区に流入させないためである。ここを起点として、景観地区を巡回する新交通(ミニバスなど)システムを考える。ベイブリッジは経済的な収支を考えると甚だ難しい問題であるので、国の援助等を期待して建設する。

10. マリーナ

(1) JR埠頭及び国際マリーナの周辺

- (2) 七財橋から海上自衛隊辺り
- (3) 西埠頭～緑の島の水域
- (4) 函館ドック～西埠頭の水域

●景観条例について

1. 地区内の景観整備に関するコンセプト

景観整備の対象になる西部地区は、委員会資料に図示してある範囲となるであろう。この中に、歴史的建造物、景観保存の対象となるべき建造物が散在している。従ってこれらを含めた西部地区一帯に対する景観整備を先づ考えるべきであろう。

2. 保存と新築について

地区の生活及び経済を考えたとき、歴史的建造物を保存することと地域の活性化とを両立さすべきものとして考えなければならない。単なる保存を全面に打ち出すと活性化を阻害する恐れが生ずる。一方新しい建物を安易に肯定すると歴史的環境の破壊につながる。両立は難しいテーマであるが必ず両立させなければならない。そこで考えられるのが、歴史的建造物の保存と新しいデザインによる建造物の調和ある共存である。現代において評価されている手法にコンテクスチュアリズムがある。地区の歴史的自然的な地理条件(文脈)の中に、その文脈を受け継ぎ、それとの脈絡を保ちながら、新しい建造物を挿入してゆく手法である。このような、コンテクスチュアリズムの手法をとることによって、歴史的様式をうけて新しい建物を考えることも、又、新しい現代構成によって新しい建物を入れることも可能となる。

3. 擬歴史主義について

西部地区山麓にいくつかのマンションが建てられた。いづれをとっても西部地区の文脈に調和しない建物であると判断される。第1にはスケール(高さのみを限って云うのではない)が西部に応わしいものと云い難い。大味で尊大である。第2に歴史的構成を保っているわけでもなく現代建築の手法にのったものでもない。色彩の強い、屋根状の最頂部をつけた、いわば擬クラシックなデザインで中途半端な感を免れない。このようなデザインのもののは西部地区の文脈になじまない。

4. 建築について

では、どのようなデザインが西部の文脈に調和するものであろうか。個人の好みの入りうる問題であり、評価も様々で難しい問題でもある。従って先ず好みの入りうる問題であり、評価も様々で難しい問題でもある。従って先ず次の試みを行うことをすすめたい。

- (1) 保存の対象となりうる歴史的建造物のリスト作成する。
- (2) 評価される文脈的な新しい建造物(必ずしも歴史的様式を踏襲するものでなく、現代の様式も含めて)のリストを作成する。

これによって、市民の間に西部地区の建築的文脈に対するコンセンサスをゆるい範囲ではあるけれども保つことが可能となり、今後の建設に生かされる。

5. 景観規制案について

(1) 高さについて

西部地区には容積規制の網がかけられている。容積

率は高さと建ぺい率を相関させて規制する、秀れた都市規制と云える。高さを低くすれば建ぺい率一杯の建築面積がとられる。従ってオープンスペースは少ない。逆にオープンスペースを十分にとろうとすると建物は高くせざるをえない…というものである。

容積規制により、高さ、オープンスペース双方を規制しているわけで、「案」にみられるように一律に高さを抑えるのは如何なものか? 旧ポーニモリヤ本社の如きユニークな例が歴史的に見られるのである。西部地区の景観地域では地上レベルで豊かな人間的スペースがあることが、大変な魅力になる。歴史的景観に併せて、かかる空間の魅力によって人々は、この地区に集まってくると考えてよい。従って、容積率を満足しない高さの制限を安易に行くと、おそらくオープンスペースは貧困なものになってしまうという矛盾に遭遇する。考慮すべきことと考える。

更に駐車場の付置義務についても考えておきたい。この地域の地下は条件が甚だ悪い(山の手と海側とは全く対照的ではあるが共に条件が悪い)。地上のオープンスペースに駐車場を露出させることは避けたい。むしろ、この点は規制の対象となるのではなからうか。

(2) 壁面線について

これについても高さ規制と同じようなことが云える。町並みの中に広場を設けようとする場合、壁面指定はどのように作用するのであろうか? 保存建物の側面をみせるためにオープンスペースをとる(広場を兼ねて)場合に壁面指定はどうなるのだろうか。壁面を指定することによって却って単調な町並みができはしないか?(現に歴史的建物によって保存町並みとしての壁面線が残っている場合には無論その壁面線は尊重されなければならないが、町並の中に広場又はオープンスペースをつくる余地を残した規制とすべきである。

(3) 歴史的ボキャブラリーについて

歴史的なデザイン要素が西部地区では尊重されなければならない。しかし、それぞれの要素の模倣によるのでは、全く、異質な似て非なる建物をつくるのみである。建築言語としてのそれら要素を(単に外形を模倣するのではなく)とりあげるべきである。従って、新しい形態や材料、色彩などの中に古い建築言語を含ませる事も可能となるわけである。

(4) 西部地区内の細指定区について

西部地区の主要な建造物の周辺に、それら歴史的にも重要な建物を損なわないような規制が、ある範囲(半径100m程度か?)にかけられることは納得されるべきことである。

(5) 新しい建築について

西部地区の活性化のためには新しい建物が建てられる道を残しておく必要がある。(その方法については前述)100年後に保存対象となるようなものを現代において創造するエネルギーも忘れてはならない。

(6) 規制案について

- 1. 古さ及び階数の項(前述)
- 2. 立面図による説明の項

歴史様式を持つ建物の保存の場合にはこのような立面図によって解説することは妥当である。しかし、許可建築（新規建設）に対しても歴史様式を模した立面図によって説明を加えていることは如何なるものであろうか。何となれば擬歴史様式は排除すべきデザインであり、そして、新しいデザインによる新しい建設が進められるべきであるからである。新規建設に対しては図式（ダイヤグラム）にて規制するにとどめるのがよいと思われる。

(7) チェック機構について

景観条例は景観規制によって建設をコントロールするという案である。しかし、条例に照らして適否をきめるための判断は微妙であり、専門家といえども難しい問題である。又一方、素人の審査員によって判定されるような規制によって画一的に審査されるのでは、地域全体が画一化し、却って沈滞を免れないものとなる。従って、前述の西部地区の文脈を理解し、それをうけて建築設計を行う設計者の選定に対して審査会が関与する案が考えられる。それは、一つの方法であると考えられる。更に、西部地区に建設される建築は、歴

史的様式、現代様式を問わず、建設後に全てを市民のフォーラムに提出し、議論を通過させるという手続きを踏むようにしたらどうであろう。これによって、西部への適否の判断が淘汰されて行くであろう。このような積み重ねが町が創ってゆくと考える。欧米の町はこのようにして創られている。

(8) 保存再生のための建築基準法対応について

現存する歴史的建造物の大半は、その再生にあたって現行建築基準法に抵触する。基準法に準拠すれば再生は不可能であり新築するほかない場合も生ずる。しかも、それでは歴史的西部地区の文脈を破壊してしまうおそれがある。基準法対応をどのようにするか、検討されるべきである。

個々のケースによって個別的対策をたてて解決すべきであろう。

●むすび

西部地区に景観指定を行うことは急務である。しかし、その方針に関しては安易に走ってはならない。検討すべき問題点をここに指適したが、十分に検討されるべき事と考える。

文化の露寇

歴風会顧問 今田 光 夫

徳川 11 代将軍家斉は 50 余年の長きにわたったが、この間の 1804 年から 1817 年までの年号を文化という。露寇とはロシアの日本進出を意味し、鎌倉の蒙古襲来を元寇というのに似ている。文化年間およびそれに続く文政年間、江戸時代後期の爛熟した町人文化の時代で化政文化という。喜多川歌麿が、将軍の好色を風刺した画を描いた疑いで入牢したのは 1804 年（文化元年）である。滝沢馬琴の「南総里見八犬伝」は文化 11 年に刊行された。世はまさに、鎖国の下で安眠をむさぼっていた時代であった。しかし、日本近海では外国船の接近はなほだしく、日本がいつまでも、大平の夢を見ているわけにはいかない情勢になっていた。

ロシア船が蝦夷地厚岸に来航し、松前藩に通商を要求したのは 1778 年（安永 7）で、ペリーの浦賀来航より 75 年も前であった。

1792 年（寛政 4）には、ロシア使節ラックスマンが、漂流民大黒屋光大夫を護送して根室に来航し、通商を要求した。光大夫は千石船の船頭で、暴風雨にありアリューシャン列島に漂着し捕囚の身となったのであるが、許されて帰国したのである。しかし、老中松平定信の厳しい尋問をうけ、生涯監視の下におかれた。鎖国を国是とする幕府の厳しさであったが、こうした情勢に警鐘を鳴らしたのは、工藤平助の「赤蝦夷風説考」と林子平の「海国兵談」であった。仙台藩医であった工藤平助は、この書をもって老中田沼意次に献策している。その中で、露国の意図は交易にある、防備と抜荷防止のために交易を行い、その利により蝦夷地の金銀山を開発すべしと説いている。これより早く、松前藩士湊覚之進は、エトロフ、クナシリのアイヌから赤蝦夷（ロシア）の南下進出を聞いている。また、ロシアに反抗した罪でカムチャッカに流刑されていた

ポーランドの軍人ベニョフスキーは、1771 年カムチャッカを脱出し、奪ったセントピョートル号でマカオに向う途上、補給のため阿波と奄美大島に寄港して、「露国は南進を意図し、千島に砦を築き武器を貯えている。」との報告書とカムチャッカの地図を置いて注意を喚起している。

赤蝦夷風説考の反響は大きく、幕府は山口鉄五郎に東蝦夷地を、最上徳内、佐藤玄六郎等に西蝦夷地及び樺太を調査させている。

老中田沼意次失脚後の 1791 年（寛政 3）林子平は「海国兵談」を刊行したが、幕府はこれを処罰し絶版としている。言論・出版に対する取締りを強化し、幕藩体制の動揺をおさえようとはしても、外国勢力の進出、北辺の防備の必要性は認めざるを得なかった。1799 年（寛政 11）東蝦夷地を直轄地とし、翌年には伊能忠敬が蝦夷地を測量し、さらに 1807 年（文化 4）に西蝦夷地を直轄地としたのも、北辺騒然たることに対処してであった。

1807 年（文化 4）、エトロフ島にロシア船があらわれた。「氷の海を渡って、黒い船がやってきた」のである。紗那の戦争というがロシアが圧倒的に強力であった。エトロフ島には、南部と津軽の藩兵数百人が守備隊として駐屯していたが、太平の中で実戦経験はなく、大砲の口径と弾が合わないなど笑えない事実もあった。文化 5 年には、英艦フェートン号が無断で堂々と長崎に入港し、この責任をとって長崎奉行は切腹している。文化 8 年にはゴローニン事件がおきるなど、町人文化爛熟期の日本を揺さぶったのは、外国船の来航であり、なかでも北辺の黒船、ロシアの動きであった。まさに、文化の露寇というべき、時代の大波であった。

（今田先生の講話を基に、時代背景を加えてまとめました。高瀬）

「秋月を訪ねて」

青森・高木小児科医院院長 高 木 雅 代

福岡市から約1時間余の地に秋月がある。私と姉（函館歴風会々員）2人のこの旅の目的は、私達の先祖のルーツをたずねることなのである。私の家は、初代高木啓太郎が天保年間に開業医として青森市に住みついてから、代々医業をいとんで来た。わが家の云い伝えるによると、初代啓太郎は筑前の御殿医であったが、あるお咎めにより北国へ追放されたということだった。昨年の夏、私の従兄で推理作家の高木彬光の長年の努力のおかげで、私共の先祖のルーツは、福岡県甘木市秋月町の（廣久葛本舗高木久助商店）であるということが判明したのである。

車で50分近くも走ると、小高く美しい山並が見え秋月の町が近づいたことを知らせてくれる。高木久助商店は、町の入口に近い通りに面してあった。メインストリートというその通りは、古い純和風の家が、静かなたゞずまいで並んでいた。百年以上は経っているであろう古い建物の久助商店の店内に入ると、正面にはこれも又長い年月を経ている古い戸棚の中に、葛粉や葛菓子等が陳列され、店内の太い柱の数箇所には明治初年、農民一揆の折に、農具で襲われたという傷跡があった。



久助氏夫妻は大変暖く私達をもてなして下さった。千坪程の敷地内にある建物の中を案内していたと、店の奥の方は、大きな木造の工場があり、そこでは昔ながらの製法で葛が作られていた。創業は文政2年、初代高木久助から始まり、黒田藩の御用商をつとめ、江戸の市場でも名声を博し、現在でも「久助」の名が本葛の代名詞としてつかわれているという。現在の当主は9代目で、古い伝統と暖簾を守り、良い葛を作ることに情熱を傾けておられる。昼食後久助氏夫妻は、私達を町の中へ案内して下さった。

筑紫の小京都といわれる秋月は、山に囲まれた美しい盆地で、建仁3年（1203）秋月氏が城を築いたのが始まりで、秀吉軍に破れ降伏した後、元和9年（1623）黒田長政の3男長興が5万石の藩主として分家し、長い間城下町として栄えたところである。至る所に清流が勢よく流れ、静かでひなびた秋月の町は、近年観光地として人気が出て来たという。

私達はまず秋月郷土館を案内していただいた。郷土館はお城の前の通りにあり、「杉の馬場」とよばれるその通りは桜並木が真直に長く続いていて、茶店が3軒程並び、昔は杉の並木だったそうだが、そこで武士達が馬術を競い合う様子が目に見える様であった。道の片側には、一段と高く石が敷かれているが、それは人々が馬術を見物するための席として用いられたのだそうである。秋月郷土館は、食禄3百石馬廻組、戸波家の屋敷だったそうで、茅葺屋根の母屋、長屋門、庭等、昔のままの姿で残されている。郷土館には、黒田長政公ほか歴代藩主愛用の甲冑、具足類、什器類などが展示されているが、なかでも美事なのは「島原陣図屏風出陣図」であった。

その後私達は城跡をたずねた。城跡は現在秋月中学校が建っていて、昔の名残りをとどめるのは、わずかに小さなお堀、長屋門、黒門の様である。しかし城跡の空地の芝生に立った時、葛屋の2男が藩主の命により長崎へ行って蘭学を学び、藩医としてこの場所へ参上したという私共の先祖のことを思い感無量であった。その後、西念寺へ向う途中、日本で始めて種痘に成功した緒方春朔屋敷跡や、貝原益軒の夫人、東軒の誕生地などがあった。小高い場所にある西念寺からの帰り道、先方の行手に、廣久葛本舗の大きな工場の白壁が見えた。更に近づくと、敷地の裏手は白壁の塀に囲まれ、その手前には清流を集めた川が静かに流れていて所々くずれ落ちた塀の白壁が、一層風情を添えていた。この場で映画「虎さん」のロケーションが行われたと久助氏夫妻が教えてくれた。秋月町の入口にあるという眼鏡橋（1810年築造）を是非見たいと思っていたが時間がなく、私達は久助氏夫妻に名残り惜しい思いでお別れし、再びこの地を訪れることを願いながら帰路についた。

（文中姉とあるのは藤田郁さんのことです 編集者）

『88ウォーターフロントサミット インKOB E』に出席して

事務局長 工藤 光雄

2月20日サミットは神戸ウォーターフロント市民連絡会が、全国に呼びかけ初めて開催されたもので、全国の港湾都市でウォーターフロントの活性化や、水に親しむ街づくりに取り組んでいる市民グループが、神戸メリケンパークの神戸海洋博物館ホールに会し、『歴史と開発の調和』をテーマにパネルディスカッションを行った。参加団体は小樽再生フォーラム、函館の歴史的風土を守る会、新潟まちづくりkk、よこはまかわをを考える会、大阪川口安治川地区協議会設立準備委員会、長崎の洋館研究保存会、兵庫運河美化連絡協議会、神戸港を考える会の7海港都市8団体代表と一般市民200名が参加しました。

都市計画家水谷顕介さんの基調講演『世界を結ぶ港のネットワークづくりを』、「港をもつ相互交流、ゆっくりしたイメージなどの特質を踏まえ、港同志のネットワークを考えながら、ウォーターフロント論議を展開しよう」と呼びかけられました。この後各団体代表者からそれぞれの活動内容の報告がありました。

サミットは、出席した7都市の港の水を一つに合わせる『水合せの儀』で締めくくられ、歴史のある港や運河の街同志が連携しながら水に親しめる街づくりを進めていくことを確認した。

88ウォーターフロントサミットインKOB E

神戸宣言(昭和63年2月20日)

日本を代表する歴史的な港町の7都市でウォーターフロントを生かした街づくりに取り組む市民グループが、本日初めて神戸に集い、ウォーターフロントについて熱心な討論を重ねた結果、その意義と内容を広く市民にアピールする為に、ウォーターフロント神戸宣言を行う。

ウォーターフロントが、

1. 人々に潤いと安らぎを与える憩いの場であり
2. 人々の出会いと交流を提供するコミュニティーの広場であり
3. 地域文化の情報発信地であり
4. 自然のエコロジーを考える学習の場

その為に、各港町の風土、歴史、文化を大切にし、殊に地域の歴史的遺産である歴史的建造物の保存、再生に留意しながら、市民にコミュニティーとアメニティーを提供できるウォーターフロントづくりを行う、そし

て市民、地域事業者、行政が壁を乗り越え相協力しながら、地域の活性化に貢献する。

最後に、本日を市民によるウォーターフロント元年と決め、今後このサミットを毎年経続して開催することを誓った。

事務局だより

☆63年5月28日 総会に先だち、函館のウォーターフロント開発について(歴史的町並みと現在都市)講演会を開催しました。講師は㈱岡田新一設計事務所代表取締役社長岡田新一氏、参加者80名、市、建築士会関係者、地域住民等から熱心な質問がありました。

☆63年5月28日 昭和63年度定期総会(明治館カルチャホール)が開催されました。

1. 昭和62年度事業報告、決算報告 承認

2. 会則の改正について 承認

3. 昭和63年度事業計画、予算について 承認

事業計画は原案の他に、①町づくりのシンポジウムの開催、②函館市西部地区景観条例の施行にあたり条例を生かすため、市民参加による条例審議会であってほしいということを市、審議会に要請、提言する、③市の分庁舎(旧~~市~~)日本銀行函館支店の建物の保存活用について、市に要請、提言する。以上の3件を追加する。

4. 役員改選について(会長、副会長、監事に次の方々が選出されました。)

会長 浜島国四郎

副会長 落合 治彦・田尻 聡子・高瀬 則彦

監事 岡田祝津子・進藤 春水

☆63年6月15日 会長より次の方々が、顧問、運営委員、事務局長に委嘱されました。(以下アイウエオ順 敬称略)

顧問 今田 光夫・会田 金吾

運営委員 石井 満・上貞 幸丕・小川 幸一・奥山 三雄・加賀谷京子・上谷 俊夫・佐々木正子・佐渡谷安津雄・清野 恒夫・豊山 孝雄・永田 史明・浜田 昌夫・藤田 郁・古川満寿子・村岡 武司・吉村富士夫

事務局長 工藤 光雄

…会費納入のお願い…

62.63.年度会費未納の方よろしくお願ひします。

郵便振替一函館630

又は拓銀昭和通支店-026-293-407

宛先は、函館の歴史的風土を守る会

住所は、千代台20-18です。